

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県

## 2 構造改革特別区域の名称

信州山岳高原観光特例通訳案内士特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

長野県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 自然的、地理的特性

本県は、四方を「日本の屋根」と呼ばれる 3,000m級の山々に囲まれ、全国でも有数の登山のメッカとして、年間 70 万人を越える登山者が訪れている。登山者には日本人に限らず、海外からも多くの外国人旅行者が本県の山を目指して来ている。

外国人登山者に係る統計はないが、観光庁の宿泊旅行統計調査の外国人宿泊者数から推計すると、約 2 万 6 千人以上の外国人旅行者が訪れていると考えられる。

※ H26 年宿泊旅行統計調査（観光庁）

$660,480 \text{ 人 (外国人延宿泊者数)} \div 17,897,190 \text{ 人 (延宿泊者数)} = 3.7\%$

$71 \text{ 万人 (長野県内登山者数：県警発表)} \times 3.7\% = 26,270 \text{ 人}$

### (2) 社会的諸条件

本県では、昭和 28 年から観光案内業（報酬を得て観光客の案内を業とする者）を営む場合は、県条例「長野県観光案内業条例」により許可を得ることとしていた。この条例は、観光ガイド全般を許可対象としていたが、実際には、当初から山岳ガイドのみを対象としていた。

平成 24 年に実態と合わせるため、「長野県観光案内業条例」を廃止し、登山ガイドのみを対象とした「信州登山案内人条例」を新たに制定し、登山者に登山の楽しみを提供し、安全で安心な登山を推進しており、本県においては登山ガイドが定着している。

### (3) 地域の特性

国では訪日外国人旅行者数を 2020 年までに 2000 万人、その先には 3000 万人を目標としており、本県でも 2019 年の外国人宿泊者数を 2014 年の倍の 132 万人を目標に掲げてい

るが、現在、全国の通訳案内士は、19,033名、その内本県では116名と明らかに不足しており、外国人旅行者に本県の山岳に係る地理的、自然的特性や歴史、文化などに理解を深めてもらい、安全で安心な登山を推進するために、山岳ガイドができる通訳案内士が必要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本県では、観光振興施策の柱の一つに「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地域づくり」を掲げており、本県の山岳や高原を楽しむとともに、安全で安心な登山の推進を目指し山岳高原への積極的な誘客を図っている。

山岳ガイドは標高が高い特殊な場所でのガイドであり、登山者の安全を確保するためにはロープワークやセルフレスキューなどの専門的な技能や知識も必要であることから、通訳案内士による案内には限界がある。

信州登山案内人<sup>※1</sup>の登録は、平成27年6月時点で412名の登録者がおり、平成26年11月に実施した信州登山案内人を対象としたアンケートによると、一人平均13.4回の年間ガイド活動実績があり、今後外国人旅行者の増加とともに外国人登山者も増えることが見込まれ、外国人登山者へのガイド業務が増えることが予想される。

※1 信州登山案内人条例に基づき、長野県知事の登録を受け、信州登山案内人の名称を用いて、県内において登山等を行う者に付き添ってその案内を行うことを業とする者。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の適用を受け、山岳ガイドが出来る通訳案内士を養成することにより、外国人登山者の満足度を高めることにより、本県への長期滞在、再来訪を促し、外国人登山者をはじめ外国人旅行者の交流人口の拡大を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的な効果

外国人登山者の満足度の向上を図ることにより、リピーターが増加し、山小屋での滞在日数、滞在時間の延長が図られ、滞在型観光への展開が期待できる。

また、登山口から早朝出発のために登山口周辺での前日宿泊、下山後の温泉巡り、土産品購入など山岳の麓での消費拡大等の経済効果も期待できる

## 8 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

信州山岳高原観光特例通訳案内士特区内で通訳案内士として活動することを前提に、信州登山案内人の登録者及びこれと同等以上の知識・技術を有すると認められる者であり、長野県が行う信州山岳高原観光特例通訳案内士に関する研修を修了し登録を受けた者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

長野県

(2) 事業が行われる区域

長野県の全域

(3) 事業の実施期間

認定を受けた日から、信州山岳高原観光特例通訳案内士の必要性が認められなくなるまでの期間

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

信州山岳高原観光特例通訳案内士が報酬を得て、外国人登山者に付き添い、外国語を用いて登山に関する案内を行うことが可能となる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

(1) 通訳案内士の現況について

長野県における通訳案内士の数は、下表のとおり平成27年4月時点で116人であり、登山をしている外国人旅行者として推計される2万6千人との割合で比較すると、外国人登山者224人に通訳案内士1人という状況である。

長野県内の通訳案内士の状況（平成27年4月現在）

区分	計 (人)	(内訳)						
		英語	スペイン語	ドイツ語	中国語	イタリア語	ロシア語	韓国語
登録者数	116	87	2	1	15	3	2	6

長野県内の山域（北アルプス、中央アルプス・南アルプス、八ヶ岳、御嶽山、北信五岳・志賀高原・関田山脈、浅間・奥秩父）で、主に山岳ガイドを担っているのは、上高地登山案内人組合、乗鞍登山案内人組合など14組合であり、信州登山案内人412人の多くがこの組合に加入し、その内、通訳案内士の登録者は1名（英語）と極めて少ない。

長野県が単独で調査している外国人延宿泊者数統計では、平成21年の234,561人から平成26年には465,240人と約2倍に増加している。この増加の背景としては、円安やビザ発給要件の緩和などにより、台湾、中国、香港などアジア諸国やオーストラリアなどの外国人旅行者が増加している。

また、北アルプス地域の宿泊施設が、2012年ワールドラグジュアリーホテルアワード<sup>※2</sup>で日本初となるグローバルウィナーを受賞し、また、2014年のトリップアドバイザー<sup>※3</sup>日本の観光都市ランキングでは、10位以内に長野県内の3市村（白馬村(4位)、松本市(7位)、長野市(10位)）が選ばれるなど、世界のマーケットからの注目は今後もさらに増していくと考えている。

※2 世界87カ国の旅行会社、旅行雑誌記者等旅のプロが審査し世界を旅する旅行者の投票も加え受賞者を選定する最も権威あるアワード。

※3 世界最大の口コミサイトでの外国人に人気の日本の観光都市ランキング。

※ 外国人宿泊旅行統計調査（長野県独自調査）

（単位：人）

	台湾	中国	香港	韓国	米国	カナダ	英国	豪州	その他	計
H21	66,307	14,049	23,065	15,470	16,860	2,125	4,386	33,077	59,222	234,561
H26	150,816	34,271	30,696	14,874	21,666	3,376	9,747	74,302	125,492	465,240

山小屋の宿泊状況等から見ると、中国、韓国、欧米諸国の観光客が多くなってきており、中国から登山者は、きれいな空気、景色、水を求め、特に、上高地周辺への登山人気が高まってきている。また、韓国からの登山者は、韓国国内に高山がないため、高い山への憧れから近年、長野県の山への韓国人登山者が多くなってきている。しかし、その一方で、2013年7月には、中央アルプスにおいて暴風雨のため韓国人登山者のパーティー20名が遭難し、その内4名が死亡するという痛ましい事故も発生している。この原因としては、外国人登山者の長野県内の山岳に対する知識が不足しており、山を楽しむためのガイドに加え、安全・安心に登山するためのガイドが必要になっている。

さらに、欧米諸国からの外国人登山者は個人旅行形態が主流であり、今後ますます、ガイドニーズは高まるものと考えられるため、今回の計画では英語、中国語、韓国語による信州山岳高原観光特例通訳案内士を育成する。

(2) 語学力の条件及び研修内容について

研修項目	研修内容	ガイド認定のための要件	時間	想定する講師
語学	・各言語で登山ガイドや相談等に支障なく対応できる知識	①英語は、TOEIC 650 点以上又は英検 2 級以上 ②中国語は、中国語検定 2 級以上又は HSK 試験 5 級以上 ③韓国語は、ハングル能力検定 2 級以上又は韓国語能力検定 5 級以上 (①～③については、研修受講申請時において概ね 2 年以内に取得・合格したもの) ・母国語が、英語、中国語、韓国語である者(ただし、日本語能力検定 N 2 級相当以上の語学力があること)	(免除)	—
		英検準 2 級保持者及び TOEIC650 点以上、英検 2 級以上、中国語検定 2 級以上、HSK 試験 5 級以上、ハングル能力検定 2 級以上、韓国語能力検定 5 級以上の者で取得・合格から研修受講申請時に概ね 2 年を経過している者は各語学研修を受講すること	10h	・語学教室講師あるいは、ネイティブ講師
コミュニケーション・ホスピタリティ	・外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識 ・おもてなし精神の涵養	県が事業委託する事業者が主催する研修を受講すること	7h	・インバウンド受入経験の多い宿泊施設関係者
長野県山岳の地理的、自然的特性や歴史、文化	・山岳の歴史・文化 ・自然公園に係る事項 ・高山植物・植生 ・気象・天気図・読図 ・セルフレスキュー等	信州登山案内人の登録者	(免除)	(信州登山案内人試験で確認済み)
		県主催「山岳知識マスター講座」(仮称)を受講すること	10h	・信州登山案内人組員 ・長野県山岳総合センター職員
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・運送機関及び宿泊施設に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 等	観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容を受講すること	10h	・観光庁長官の登録を受けた機関
救急救命	・AED(自動対外式除細動器)の取扱い ・応急(救命)手当の知識・技術	信州登山案内人の登録者	(免除)	(3年に1回以上消防署が実施する応急手当普及員講習と同等以上の講習受講を義務付け)
		日本赤十字社、消防署、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講	3h	・市町村消防署の職員
現場実習	・総合的なガイドスキルの習得 ・各山岳に即した知識・技術の講義	現役通訳案内士による実地研修会を受講	20h	・信州登山案内人組員 ・ネイティブ講師
計			60h	

口述試験	想定する試験員(3名程度)
・1人10分程度の面接形式 ・Speaking Skill、プレゼンテーション能力及び研修の理解度について試験	・語学会話教室講師 ・ネイティブ講師 ・現役通訳案内士

信州山岳高原観光特例通訳案内士の登録要件として検討している語学力の条件及び、研修については以下のとおりである。

ア 語学研修について

語学に関する必要要件は、以下のとおりとする。

- ①英語は、TOEIC 650 点以上又は英検 2 級以上を有していること。
- ②中国語は、中国語検定 2 級以上又は HSK 試験 5 級以上を有していること。
- ③韓国語は、ハングル能力検定 2 級以上又は韓国語能力検定 5 級以上を有していること。
- ④母国語が、英語、中国語、韓国語である者。ただし、日本語能力検定 N 2 級相当以上の語学力があること。

なお、上記①～③の要件については、研修受講申請時から概ね 2 年以内に取得・合格したものを有効とする。

また、英検準 2 級保持者及び TOEIC 650 点以上又は英検 2 級以上、中国語検定 2 級以上又は HSK 試験 5 級以上、ハングル能力検定 2 級以上又は韓国語能力検定 5 級以上の者で取得・合格から研修受講申請時に概ね 2 年を経過している者は、各語学研修の受講（研修時間：10 時間）を義務付けるものとする。

内容は、各語学を用いて、外国人登山者とコミュニケーション、登山ガイドや相談等に支障なく対応できるレベルの研修を行う。

## イ その他の研修内容について

「コミュニケーション・ホスピタリティ」「長野県山岳の地理的、自然的特性や歴史、文化」「旅程管理」「救急救命」「現場実習」の 5 項目について、それぞれ県が指定する研修を受講させることとする。

### (ア) コミュニケーション・ホスピタリティ（研修時間：7 時間）

県が事業委託する事業者が主催する研修を受講するものとする。インバウンド受入経験の多い宿泊施設関係者を講師として、外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識や、おもてなし精神を学ぶものとする。

### (イ) 長野県山岳の地理的、自然的特性や歴史、文化（研修時間：10 時間）

県が事業委託する事業者が主催する研修を受講するものとする。信州登山案内人組合員又は長野県山岳総合センター職員を講師として、長野県山岳の地理的、自然的特性や歴史、文化を学ぶものとする。

ただし、信州登山案内人の登録者は、案内人試験時にその知識を有していることが実証されているため、免除とする。

### (ウ) 旅程管理（研修時間：10 時間）

県が事業委託する事業者が主催する研修を受講するものとする。観光庁の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容を受講するものとする。

### (エ) 救急救命（研修時間：3 時間）

日本赤十字社、消防署、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講させることで、AED（自動対外式除細動器）の取扱や応急（救命）手当の知識・技術を習得させることとする。

ただし、信州登山案内人の登録者は、3年に1回以上消防署が実施する応急手当普及員講習と同等以上の講習の受講を義務付けられているため免除とする。

#### （オ）現場実習（研修時間：20時間）

県が事業委託する事業者が主催する研修を受講するものとする。信州登山案内人組合員、観光協会等職員、現役通訳案内士を講師として総合的なガイドスキルや長野県山岳の地理的、自然的特性や歴史、文化に関する深い知識を習得させることとする。

これらの研修は、研修内容の深い理解を得ることを目的としており、原則として日本語で実施する。

#### ウ 効果測定の方法について

上記のとおり、5項目に係る県が指定する研修を全て受講し、語学力の要件も満たす者は、登録に当たり口述試験を受けることとする。この口述試験は、1人当たり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、各語学のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とする。

また、英検準2級を持って口述試験に臨む受験者に対しては、英検2級保持者向け実施の英会話研修の受講を経て英検2級相当のスピーキングスキルに達していることを測定する。

試験官には、語学教室の講師、ネイティブ講師、現役の通訳案内士等語学力と山岳観光に精通した方に依頼することとする。

なお、信州山岳高原観光特例通訳案内士制度の策定・研修実施に係るスケジュールについては、別記のとおりとする。

#### （3）実施体制について

事業の実施主体である長野県が提示する信州山岳高原観光特例通訳案内士研修について、実施可能な事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。

#### （4）顧客の求める日時に応じて信州山岳高原観光特例通訳案内士を常時手配できる方法

口述試験合格者は、長野県に信州山岳高原観光特例通訳案内士の登録申請を行うこととし、登録した信州山岳高原観光特例通訳案内士を長野県のホームページ・窓口等において周知を図り、外国人登山者のニーズに応えられる体制をとる。

(5) 信州山岳高原観光特例通訳案内士のPR方法について

信州山岳高原観光特例通訳案内士の対象としては、前述のとおり、主に信州登山案内人に登録している者を想定している。これらの案内人は、各案内人組合のホームページや自ら掲載しているホームページなどを通じてガイド予約の受付を行っており、信州山岳高原観光特例通訳案内士として登録した者についても、引き続きこれらを媒体として外国人利用者のニーズに応えることが可能である。

また、長野県のホームページにおいても、希望する通訳案内士を対象に、氏名や連絡先、得意分野などの情報の掲載や、世界各地の旅行代理店やメディアに対するプロモーション活動においてもPRを行うなど、利用を促進する。

さらに、日本国内のランドオペレータ向けの広報活動においても、現行通訳案内士が全国の観光事情に精通し、広域エリアを対象としたツアーへのガイドとしての役割が果たせることをPRする。

併せて、構造改革特区の地域限定特例通訳案内士育成等事業を活用した信州山岳高原観光特例通訳案内士は、長野県の山岳高原を熟知しており、長野県の山々を安全に楽しむためのガイド役を担うために創設した旨も広報していく。

(6) 通訳案内士制度と信州山岳高原観光特例通訳案内士制度は別の制度であることの周知に係る方法について

受講生の募集や信州山岳高原観光特例通訳案内士登録者一覧の公開に際しては、通訳案内士制度と信州山岳高原観光特例通訳案内士制度とは別の制度であることを明記し広く周知を図る。

また、信州山岳高原観光特例通訳案内士研修の受講者に対しては、研修時において、長野県の山岳高原に限らず広域エリアの通訳ガイド業務に従事するための手段や選択肢として従来から存在する通訳案内士の資格がある旨を説明するなど、通訳案内士と信州山岳高原観光特例通訳案内士の異なる点について説明を行う。

さらに、海外プロモーション事業において、信州山岳高原観光特例通訳案内士の広報を行う場合も、現行の通訳案内士との相違点を周知するよう努める。

(7) 研修を修了し登録を受けた者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

信州山岳高原観光特例通訳案内士に対して、能力向上を促し、将来的には通訳案内士になることを奨励する。

(別記)

※ 信州山岳高原観光特例通訳案内士制度の策定・研修実施に係るスケジュール

年月	申請内容	備考
H28年1月	1/13 特区計画認定申請受付開始	
2月		
3月	3/下旬 認定	(手数料条例、予算可決見込)
4月	プロポーザル要綱作成、受講生募集要綱作成	
5月	5/月上旬 プロポーザル要綱、受講生募集要綱決定 5/月上旬 業者募集開始(説明会開催・質問受付等)	
6月	6/月上旬 委託業者決定(審査会開催) 6/中旬 委託契約締結 6/中旬 委託業務準備・受講生募集準備	
7月	7/中旬 受講生募集開始 募集	
8月	8/下旬 受講生募集終了	
9月	育成研修開始	
10月		
11月	育成研修終了	
12月	口述試験	
H29年1月	合格発表 合格者は、県知事へ登録	登録後業務開始